

# 参考

## パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置  
に関する基本方針改定版（素案）について

### 意見募集期間

平成 28 年（2016 年）

10 月 11 日（火）～11 月 9 日（水）

お問い合わせ先：教育総務部総務課 教育政策担当

電話 046-822-9751（直通）

横須賀市教育委員会

## 目 次

---

1 改定の趣旨	1
2 改定の内容	1
3 検討経過	7
4 横須賀市立小中学校適正配置審議会における委員の主な意見等	7
5 今後の予定	8
意見の提出方法	9

### パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんのが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 1 改定の趣旨

教育委員会では、平成19年1月に策定した「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）に基づき、これまで通学区域の見直しや統廃合など、小・中学校の規模及び配置の適正化を図ってきました。

横須賀市全体としては、平成27年1月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定され、この計画の中では、小・中学校も対象施設として位置付けられています。

また、同じく平成27年1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されました。

このようなことから教育委員会では、横須賀市の実情に合った小・中学校の規模及び配置の適正化を図るため、従来の「基本方針」の改定を検討することとしました。

## 2 改定の内容

(新旧対照表)

頁	現行	改定案
P 1	(1) <u>基本方針策定の経緯</u> (略)	(1) <u>基本方針改定版策定の経緯</u> (略) <u>全文改定</u>
P 2	(2) 適正規模について (略) ところが、市内には、普通学級で全学年6学級（各学年1学級）から <u>29</u> 学級（各学年 <u>4～6</u> 学級）までの小学校、 <u>3</u> 学級（各学年 <u>1</u> 学級）から <u>20</u> 学級（各学年 <u>6～7</u> 学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成 <u>18</u> 年度現在）。 <u>小規模校の良さを指摘する意見もありますが、少人数授業などのきめ細かな指導は大規模な学校であっても受けることはできます。逆に、ある程度の集団によるダイナミックな活動や、多様な学習活動の展開は小規模な学校では実施が困難な場合もあります。一方、学校の規模が大きくなり過ぎると、施設面から学習活動に制約が出たり、教員と児童・生徒との関わりが十分に持てなくなったりすることもあります。</u>	(2) 適正規模について (略) ところが、市内には、普通学級で全学年6学級（各学年1学級）から <u>23</u> 学級（各学年 <u>3～4</u> 学級）までの小学校、 <u>6</u> 学級（各学年 <u>2</u> 学級）から <u>24</u> 学級（各学年 <u>7～9</u> 学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成 <u>28</u> 年度現在）。 そこで、より高い教育効果が得られると考えられる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。 <u>なお、「適正規模」とは、標準的な規模であり、「適正規模」以外の学校が「不適正」ということではなく、それぞれの規模による特色を考慮しつつ、より良い学校運営のための配慮をしていきます。</u>

	<p><u>そこで、規模によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。</u></p>	
P 2	<p>□学校規模の定義 (表の注釈*)</p> <p>*学級編制の基準を40人としています。 *複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編成した学級。</p>	<p>□学校規模の定義 (表の注釈*)</p> <p>*複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編成した学級。</p> <p>*学級編制の基準を小1～3年生は35人、それ以外は40人としています。</p> <p>*学級数には、特別支援学級を除いています。</p>
P 3	<p>(3) 適正配置について (略)</p> <p>通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、通学路の安全性の確保については配慮していきます。</p>	<p>(3) 適正配置について (略)</p> <p>通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、坂・トンネル・階段・人通りなど地域性や交通面における通学路の安全性の確保については配慮していきます。</p> <p>なお、学校配置や通学区域の見直しを行う場合は、児童生徒数への影響や統廃合となつた場合の通学距離への考慮もしていきます。</p>
P 3	<p>□通学区域設定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。</li> <li>・通学距離、通学の安全性を考慮する。</li> <li>・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。</li> <li>・町内会を分断しないようにする。</li> </ul>	<p>□通学区域設定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。</li> <li>・通学距離、通学の安全性を考慮する。</li> <li>・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。</li> <li>・町内会を分断しないようにする。</li> <li>・行政センター所管区域について考慮する。</li> <li>・小中一貫教育ブロックを考慮する。</li> <li>・通学区域が複雑にならないように考慮する。</li> </ul>

P 4	<p>①通学区域の見直し</p> <p>小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。</p> <p>小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。</p>	<p>①通学区域の見直し</p> <p>小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。</p> <p>小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。</p> <p><u>その他、町内会・行政センター所管区域が分断又は重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域、通学区域が複雑化している地域についても実態を把握した上で、通学区域を見直すことを検討します。</u></p>
P 4	<p>②隣接校との統合</p> <p>小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。<u>この場合、特に中学校については、本市では学校選択制を導入しているため、適正規模化の検討に着手した場合、当該校の生徒数が激減し、その後の学校教育活動に支障を来すことも考えられますので、統合時期については慎重に検討を行います。</u></p> <p>なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。</p>	<p>②隣接校との統合</p> <p>小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。</p> <p>なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。</p>
P 5	<p>⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について</p> <p>周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。</p> <p>また、遠距離通学への対応として、通学</p>	<p>⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について</p> <p>周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。</p> <p>また、遠距離通学への対応として、通学</p>

	<p>区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。</p>	<p>区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。</p> <p><u>小規模校を存続させることが決まった場合、小規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営の方策を検討します。</u></p>
P 5	<p>①指定変更承認地域</p> <p>指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。<u>(平成 18 年 4 月現在 63 力所)</u></p>	<p>①指定変更承認地域</p> <p>指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。<u>(平成 28 年 8 月現在 61 力所)</u></p>
P 5	<p>③中学校の学校選択制の実施</p> <p><u>本市では、平成 15 年度入学生から、市内を 6 つのブロックに分け、ブロック内とブロック外であっても通学区域が隣接している中学校について、学校選択を認める制度を実施しています。</u></p> <p><u>制度のねらいは、保護者・児童に中学校に対する関心や理解を高めていただくことと、学校の活性化と特色ある学校づくりにつなげることです。</u></p>	(削除)
P 6	<p>(1) 検討のための基準について</p> <p>学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童・生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととします。</p> <p><u>なお、これまで、教育委員会では、「小・中学校の統合方針」(平成 9 年 1 月作成)を基に統合の検討を行ってきましたが、この統合方針に替えて、次のとおり検討のための基準を定めることとします。</u></p>	<p>(1) 検討のための基準について</p> <p>学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととし、次のとおり検討のための基準を定めます。</p> <p><u>なお、25~30 学級の大規模校については、検討の対象としていませんが、大規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営の方策を検討します。</u></p>
P 6	<p>①「(仮称) 市立小・中学校適正配置計画」の策定</p> <p><u>本基本方針を策定後、教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「(仮称) 市立小・中学校適正配置計画」を策定</u></p>	<p>①「<u>小中学校配置適正化実施計画</u>」の策定</p> <p>教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「<u>小中学校配置適正化実施計画</u>」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に</p>

	<p>します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めています。</p>	<p>著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めています。</p>
P 7	<p>②「<u>地域別協議会</u>」の設置</p> <p>具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する<u>協議会</u>を設置し、地域における合意形成を図りながら進めています。</p> <p><u>協議会</u>では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、<u>協議会</u>がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。</p>	<p>②「<u>地域別小中学校適正規模・配置検討協議会</u>」の設置</p> <p>具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する<u>地域別小中学校適正規模・配置検討協議会</u>（以下、「<u>地域別協議会</u>」という。）を設置し、地域における合意形成を図りながら進めています。</p> <p><u>地域別協議会</u>では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、<u>地域別協議会</u>がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。</p>
P 7	<p>③府内検討組織の設置</p> <p>教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、府内の関係部課長や校長等で組織する「<u>(仮称)学校再編検討委員会</u>」に意見を求めます。</p> <p><u>(仮称)学校再編検討委員会</u>では、意見書の内容についての検討を行い、教育委員会に検討結果を報告します。</p>	<p>③府内検討組織の設置</p> <p>教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、府内の関係部課長や校長等で組織する「<u>学校再編検討委員会</u>」に意見を求めます。</p> <p><u>学校再編検討委員会</u>では、意見書の内容を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告するとともに、<u>地域別協議会</u>にも検討結果を通知します。</p>
P 7	<p>④教育委員会での決定</p> <p>教育委員会では、<u>(仮称)学校再編検討委員会</u>からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などを決定します。</p> <p>(図中) ・<u>(仮称)学校再編検討委員会</u></p>	<p>④教育委員会での決定</p> <p>教育委員会では、<u>学校再編検討委員会</u>からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。</p> <p>(図中) ・<u>学校再編検討委員会</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>A地区小規模校問題検討協議会</u></li> <li>・ <u>B地区小規模校問題検討協議会</u></li> <li>・ <u>C地区通学区域再編検討協議会</u></li> <li>・ <u>地域別協議会</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>A地域小中学校適正規模・適正配置検討協議会</u></li> <li>・ <u>B地域小中学校適正規模・適正配置検討協議会</u></li> <li>・ <u>C地域小中学校適正規模・適正配置検討協議会</u></li> <li>・ <u>地域別小中学校適正規模・配置検討協議会</u></li> </ul>
P 7	<p>⑤実施に当たって</p> <p><u>適正配置等に関する具体的な方策</u>が教育委員会で決定された後は、より円滑に<u>通学区域の見直しや学校の統合</u>などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。</p>	<p>⑤<u>学校の統合の実施に当たって</u></p> <p><u>具体的な方策として学校の統合</u>が教育委員会で決定された後は、より円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などをていきます。</p> <p><u>そのために学校関係者、保護者、地域の方々で構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。</u></p>
P 8		<p>(3) <u>学校と地域の連携について</u></p> <p><u>学校と地域の連携</u>は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることを配慮していきます。</p> <p>(4) <u>財政的な観点について</u></p> <p><u>市が長期的財政負担を考慮して策定した「横須賀市施設配置適正化計画」と整合を図りながら「小中学校配置適正化実施計画」を策定していきます。</u></p>
P 8	<p>(3) <u>基本方針等の見直しについて</u></p> <p>本基本方針と、今後策定する<u>(仮称)市立小・中学校適正配置計画</u>については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。</p>	<p>(5) <u>基本方針等の見直しについて</u></p> <p>本基本方針と、今後策定する<u>小中学校配置適正化実施計画</u>については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。</p>
P 9 以降	<p>《参考資料》</p> <p>(略)</p>	<p>《参考資料》</p> <p>(略) <u>最新の情報に更新</u></p>

### 3 検討経過

(平成 27 年度)

7月30日	第1回小中学校検討部会	横須賀市施設配置適正化計画との関係、これまでの適正化の経緯、今後の進め方等の基本事項を情報共有
8月27日	第1回小中学校検討部会作業チーム	基本方針改定のための検討ポイントの洗い出し
10月9日	第2回小中学校検討部会	基本方針改定について意見交換
11月24日	第1回横須賀市立小中学校適正配置審議会	教育委員会からの質問を受け、基本方針の改定について審議
1月19日	第2回横須賀市立小中学校適正配置審議会	引き続き、基本方針の改定について審議

(平成 28 年度)

5月17日	第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会	基本方針改定についての答申について審議し、5月26日付で答申を教育委員会へ提出
7月8日	第3回小中学校検討部会	基本方針改定版（素案）を作成

\* 小中学校検討部会……………部長、課長で構成する府内組織

\* 小中学校検討部会作業チーム……………課長、係長等で構成する府内組織

\* 横須賀市立小中学校適正配置審議会……………学識経験者、各関係団体の代表等で構成し、教育委員会の諮詢に応じるため、条例により設置された附属機関

### 4 横須賀市立小中学校適正配置審議会における委員の主な意見等

#### ○学校規模の定義について

- ・12～24 学級が適正規模かは一概に言えず、もう少し小さい方がよい。
- ・中学校において、規模が大きすぎると施設面で特別教室などが使いたい時に使えない状況がある。規模が小さすぎると 9 教科の教員が配置できることや部活動の指導体制に影響が出る。
- ・言葉の表現として、「適正」ではない学校が「不適正」であるとの誤解をされないように留意すべきである。

#### ○通学区域の設定について

- ・町内会が通学区域で分断されていると、町内会活動に支障がある。

#### ○適正な通学距離の範囲について

- ・単純に水平距離や時間だけでなく、坂、トンネル、人通り、高低差など地域性や交通面の安全性にも配慮が必要である。

- ・標準的な距離の基準以外に児童・生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離への配慮も必要である。
- ・通学距離の範囲は広げるのではなく、現行の通学距離の範囲を維持すべきである。

○規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

- ・適正化を検討した結果、小規模校を存続させることが決まった場合、学校運営など様々な面から方策を検討し、小規模校への配慮を行っていくべきである。

○学校規模及び配置の適正化の検討のための基準について

- ・学校規模及び配置の適正化の検討のための基準については、現行のとおりでよいが、25～30 学級の大規模校への教育上の配慮も必要である。

○検討・実施の手順について

- ・地域との合意形成を図り、地域の意見を尊重するため、地域別協議会から提出された意見書の内容を尊重すること。また、意見書の提出を受けて、教育委員会で検討した結果を地域別協議会に通知すること。

○特に配慮することについて

- ・学校は地域の拠点でもあることを配慮すること。

## 5 今後の予定

(平成 28 年度)

11月～12月	第4回小中学校検討部会開催予定	パブリック・コメント手続集計・回答作成、基本方針改定版（案）を作成
1月	パブリック・コメント手続回答公表予定	
	教育委員会 1月定例会	基本方針改定版の決定

(平成 29 年度)

4月～	小中学校検討部会開催予定（2回）	横須賀市小中学校配置適正化実施計画の検討、策定
	横須賀市立小中学校適正配置審議会開催予定（2回）	

## 意見の提出方法

### 1 提出期間

平成 28 年（2016 年）10 月 11 日（火）から 11 月 9 日（水）まで

### 2 あて先

教育委員会事務局 教育総務部総務課 教育政策担当

### 3 提出方法

○書式は特に定めていませんが、日本語で記載してください。

○住所、氏名、案件名「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版（素案）について」を明記してください。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても併せて明記してください。

#### （1）市内在勤の場合

勤務先名・所在地

#### （2）市内在学の場合

学校名・所在地

#### （3）本市に納税義務のある場合

納税義務があることを証する事項

#### （4）当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合

利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

#### （1）直接持ち込み

・教育委員会事務局 教育総務部総務課 教育政策担当  
(横須賀市役所 1 号館 6 階)

・市政情報コーナー (横須賀市役所 2 号館 1 階)

・各行政センター

#### （2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市教育委員会事務局 教育総務部総務課 教育政策担当

#### （3）ファクシミリ

046-822-6849

#### （4）電子メール

sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめまして公表いたします。

